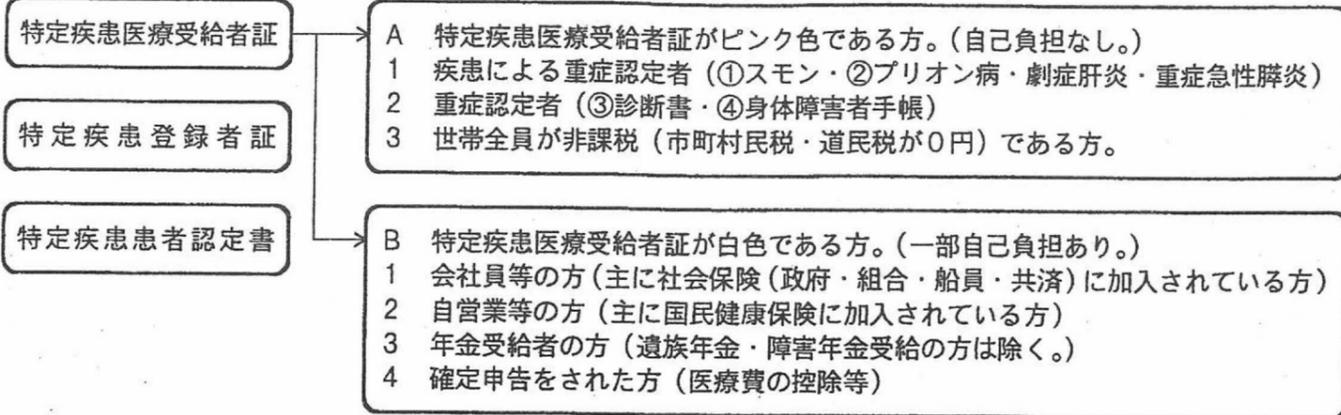


釧路保健所特定疾患有効期間更新申請の流れ



1 対象者
 ・平成15年度更新申請認定者。
 ・釧路保健所管内に住所を有する者。
 ・医療保険各法の規定による被保険者及び被扶養者。
 ・老人保健法の規定による医療を受けている者及び老人保健法に準じた給付を受けている者。

2 対象疾患
 ・52疾患 (国認定45疾患、道単独認定7疾患)

3 有効期間
 ・平成16年10月1日から平成17年9月30日までの1年間

B-1 会社員等の方
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 同意書 (国認定疾患のみ。)
 3 世帯全員の住民票
 4 生計中心者の平成15年分給与所得の源泉徴収票
 5 健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) のコピー
 6 世帯調書 (国保加入者のみ。)
 7 特定疾患医療受給者証

B-2 自営業等の方
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 同意書 (国認定疾患のみ。)
 3 世帯全員の住民票
 4 生計中心者の平成15年分の所得税の確定申告書の写しまたは生計中心者の平成15年分納税証明書 (どちらか1つ)
 5 健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) のコピー
 6 世帯調書 (国保加入者のみ。)
 7 特定疾患医療受給者証

B-3 年金受給者の方
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 同意書 (国認定疾患のみ。)
 3 世帯全員の住民票
 4 生計中心者の平成15年分公的年金等の源泉徴収票
 5 健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) のコピー
 6 世帯調書 (国保加入者のみ。)
 7 特定疾患医療受給者証

B-4 確定申告をされた方
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 同意書 (国認定疾患のみ。)
 3 世帯全員の住民票
 4 生計中心者の平成15年分の所得税の確定申告書の写しまたは生計中心者の平成15年分納税証明書 (どちらか1つ)
 5 健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) のコピー
 6 世帯調書 (国保加入者のみ。)
 7 特定疾患医療受給者証

A-1-① スモンによる重症認定者
 提出書類
 1 更新申請書
 2 スモン施術申請書 (受給されている方のみ。)
 3 なお、健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) を持参してきてください。
 4 特定疾患医療受給者証

A-2-④ 身体障害者手帳による重症認定者
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 同意書 (国認定疾患のみ。)
 3 なお、健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) を持参してきてください。
 4 重症患者認定申請書
 5 なお、身体障害者手帳 (1・2級) を持参してきてください。
 6 特定疾患医療受給者証

A-1-② プリオン病・劇症肝炎・重症急性膵炎による重症認定者
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 CTフィルム (重症急性膵炎の方のみ。)
 3 同意書
 4 なお、健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) を持参してきてください。
 5 特定疾患医療受給者証

A-3 世帯全員が非課税である方
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 同意書 (国認定疾患のみ。)
 3 世帯全員の住民票
 4 世帯全員の平成16年度課税証明書 (非課税)
 5 健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) のコピー
 6 世帯調書 (国保加入者のみ。)
 7 特定疾患医療受給者証

A-2-③ 診断書による重症認定者
 提出書類
 1 更新申請書・臨床調査個人票
 2 同意書 (国認定疾患のみ。)
 3 世帯全員の住民票
 4 平成15年分の生計中心者の所得税額を証明する書類 (源泉徴収票・確定申告書の写し・納税証明書等)
 5 健康保険証・老人保健医療受給者証 (70歳以上の方) のコピー
 6 世帯調書 (国保加入者のみ。)
 7 重症患者認定申請書
 8 重症認定診断書
 9 特定疾患医療受給者証

注) 1 各種証明書の発行先について
 ① 平成15年分給与所得の源泉徴収票→給与支払者 (勤め先)
 ② 平成15年分の所得税の確定申告書の控え→税務署・市町村役場
 ③ 平成15年分納税証明書→税務署
 ④ 平成15年分公的年金等の源泉徴収票→年金支払者
 ⑤ 平成16年度市町村民税・道民税課税証明書 (非課税) →市町村役場
 ⑥ 世帯全員の住民票→市町村役場

2 課税証明書について
 世帯全員が非課税でない方が、市町村役場で発行している平成16年度市町村民税・道民税課税証明書を提出されても、所得税額の証明とはなりませんのでご注意ください。

事務取扱
 1 保健所に申請者 (受給者) が各提出書類により申請を行なう。
 2 保健所は申請を受理し、審査・認定決定後、受給証を申請者 (受給者) に送付する。
 3 保健所で審査が困難な場合は、道庁へ審査依頼を行なう。